

## 今治市火葬場(燧風苑)に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：市民環境部生活環境課

今治市火葬場(燧風苑)の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

### 1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市山方町一丁目乙45番地
- (2) 施設の設置目的 この施設は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場であり、人生終焉の荘厳な場として、「故人との別れ」の儀式を厳粛かつ円滑に執り行うことを目的とする。

### 2 募集概要

- (1) 応募受付期間 平成30年10月24日（水）～平成30年10月31日（水）
- (2) 応募者（2団体）

団体名	代表者名	住 所
富士建設工業株式会社	代表取締役 鳴海 利彦	新潟県新潟市北区島見町3307番地16
株式会社日本斎苑	代表取締役 渡部 彰	広島県三次市十日市東2丁目3-8

### 3 審査の概要と結果

#### (1) 審査の方式

今治市火葬場(燧風苑)指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い団体を指定予定者として選定した。

## (2) 審査基準等

## 審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】 市民の平等な使用が確保されていること ・ 使用者の平等な使用の確保		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用を最大限発揮するものであること ・ 施設の設置目的との適合性 ・ 使用者の心情に対する配慮 ・ 使用者に対するサービスの向上 ・ 円滑かつ適正な使用の促進への取組み ・ その他新規、魅力的な提案の有無 ・ 実現の可能性		40点
【Ⅲ】 施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・ 当該施設の管理運営に係る市の経費 ・ 実現の可能性		25点
【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力 (管理運営組織) ・ 物的能力 ・ 応募者の安定性、信頼性 ・ 実現の可能性		30点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用 (地元雇用・再雇用) ・ 障がい者雇用への取組 ・ 子育て支援への取組 ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組 ・ 実現の可能性		15点
【Ⅵ】 応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・ モニタリング結果		8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・ 類似施設の運営実績の有無 ・ 実績やノウハウが施設管理運営に効果的か		5点
【Ⅶ】 全般 ・ 応募者の取組み姿勢		25点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

### (3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、富士建設工業株式会社を指定予定者として選定した。

団体名	富士建設工業株式会社 (A団体)	株式会社日本斎苑 (B団体)
審査基準Ⅰ	適	適
審査基準Ⅱ	33.6	28.8
審査基準Ⅲ	25.0	24.5
審査基準Ⅳ	25.2	19.8
審査基準Ⅴ	11.7	9.3
審査基準Ⅵ	5.0	3.5
審査基準Ⅶ	21.0	16.5
合計	121.5	102.4

○審査基準Ⅰについては、各社とも適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、A団体はこれまでの管理業務実績から、高いサービスの提供や事故防止策等の施設に対する真摯な取組み、火葬炉メーカーとして火葬炉設備に対する信頼性が評価された。B団体は管理業務についてホームページの具体的な活用方法などサービス向上に繋がる提案が評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（465,000千円（5年間））以内であり、適正と認められた。

（指定管理料基準額： 富士建設工業株式会社 433,624千円（5年間）  
株式会社日本斎苑 441,930千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、A団体は過去の実績からの安定性と緊急時のバックアップ体制について人員及び設備関係ともに評価された。B団体は他斎場の実績に基づく効率的な人員配置、また着実な財政状況が評価された。

○審査基準Ⅴについては、A団体は地元人材の活用及び経済面での地域貢献、また障がい者雇用等に積極的な取組み姿勢が見込まれ評価された。B団体は今治市への支店開設に向けた姿勢が評価された。

○審査基準Ⅵについては、A団体はモニタリング結果が「B」というこれまでの運営実績が評価された。B団体は広島市などにおける類似施設の業務実績が評価された。

○審査基準Ⅶについては、A団体は火葬炉メーカーとしての実績と信頼、また本施設を熟知し管理業務全般について積極的に取組む姿勢が評価された。B団体は広島市などで実績があり、火葬専門業者としてのノウハウがある点が評価された。

○以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、各団体ともに実績やノウハウを生かした提案となっている中、A団体が合計点数において優れる結果となり、当審議会はA団体を指定予定者として選定した。

なお、当審議会において、A団体に対して当市以外の業者であることから当市への事業所等の設置を通じた拠点作り、また当該施設管理を徹底して行いきれいな施設を維持

し、さらなるサービス向上につなげるよう要望があったことも併せて報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 平成31年4月1日から平成36（2024）年3月31日まで